

令和 8 年度 坂戸市中央第一地域包括支援センター事業計画書

1 基本方針

- (1) 坂戸市中央第一地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を実施する。
- (2) センター事業は「第 9 期坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「令和 8 年度坂戸市地域包括支援センター運営基本指針」に基づき、年間事業計画表に従い実施する。

2 今年度の取り組みと目標

項目	事業・取組	内容	目標
総合相談支援業務	民生委員定例会への参加	センターの役割の周知及び地域情報の共有を行い、ネットワーク体制を構築する	年 8 回以上
権利擁護業務	権利擁護に関する周知活動	地域住民に対し、詐欺防止・成年後見制度等に関する講座の開催及び資料配布を行う	4 カ所以上
認知症総合支援事業	認知症サポーター養成講座及び地域学習会の開催	地域住民及び学校向けの認知症サポーター養成講座や認知症学習会を開催し、認知症への理解と対応を広める	年 2 回以上
包括的継続的ケアマネジメント業務	研修の実施・困難事例の支援・協力体制の構築	介護支援専門員のスキル向上に資する研修を開催する 介護支援専門員が関係機関との連携や多様な社会資源の活用が円滑に行えるよう協力体制を整える	研修：年 1 回以上

3 運営体制

(1) 所内の情報共有について

朝礼、週 1 回の事業報告会、月 1 回の所内会議で、個別ケースの検討および各事業の情報共有を行い、全ての職員が対応可能な体制を確保する。会議録や市からの連絡事項等はセンター内で回覧後、適切に保管する。

(2) 職員研修について

地域包括支援センターの業務に資する研修に参加し、終了後は報告書と資料の回覧及び所内会議にて共有を行い、他職員への OJT を実施する。

4 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

ア. 実態把握

高齢者の心身状況や家庭環境等について実態把握を行い、隠れた問題やニーズに迅速に対応できるよう努める。

イ. 総合相談業務

- ・地域の中核機関としての役割を果たすため、地域のサロン・老人会・民生委員定例会等で周知し、相談しやすい窓口体制を整える。また、市や関係機関と連携のもと様々な相談内容について相談、対応できる体制を整える。
- ・地域のネットワークと連携を図り、支援を必要とする高齢者を見出し、保健、医療、福祉サービス等の支援につなぎ継続的な見守りを行う。圏域の民生委員定例会、グループホーム運営推進会議に出席し、住民団体と相互関係を構築、相談・情報が集まりやすい体制づくりを行う。

(2) 権利擁護業務

- ・センターが担う権利擁護業務(高齢者虐待、成年後見制度、消費者被害)について周知するため、地域住民が集う場に出向いてミニ講座を実施する。
- ・権利擁護に関する相談では、市役所、社会福祉協議会、家庭裁判所、消費生活センター等と連携して対応する。
- ・西入間警察署と連携し、地域住民に対して詐欺防止の講座や情報提供を行い被害の未然防止に努める。
- ・判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、市担当部署と連携する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・包括的・継続的ケアを実施するため、関係機関や介護支援専門員と連携する。また、介護支援専門員の個別相談への対応を行い、ケアマネジメントの質の向上のため、介護支援専門員研修(年1回)、ケアマネサロン(年1回)を開催する。

5 地域包括ケアシステム推進

団塊の世代が75歳以上となり高齢化が一段と進む中、住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現をめざした取り組みを推進する。

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

坂戸市・鶴ヶ島市地域包括ケアシステム推進協議会、多職種連携研修会、市民公開講座(認知症・在宅医療)、医師会や医療機関が主催する会議・研修に参加し、顔の見える関係を構築するとともに連携強化を図る。

(2) 生活支援体制整備事業

元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍をする場の創設と後方支援を実施する。第2層のコーディネーターとして第1層のコーディネーター、地域住民らと共に年2回地域ミーティングを実施する。その中で多様な社会資源を見出し、結びつきの支援を行い、地域包括ケアを推進する。

(3) 認知症総合支援事業

認知症高齢者が安心して暮らせる地域を目指し、パンフレットの配布や認知症に関する講座を開催し、地域住民の理解を深める。また、センターの認知症地域支援推進員はチームオレンジコーディネーターとして、チームオレンジの運営支援を行い、認知症初期集中チーム員はチーム医と連携し認知症の方や疑いのある方への支援を行う。

(4) 地域ケア会議推進事業

圏域地域ケア会議では多職種や地域住民・地区組織でケース検討を行い、相互の連携やネットワークを構築する。

圏域地域ケア会議で検討した課題や取り組みを整理し、地域の課題として市へ提出する。自立支援型地域ケア会議の開催においては、自立支援に資するケアマネジメントの質を高めるため圏域の居宅介護支援事業所全てに参加を促し、計画的に実施する。

(5) 介護予防推進事業

一般介護予防事業の充実を図るため対象者の把握に努め、基本チェックリスト等を行い、介護予防事業や介護予防・日常生活支援総合事業（サービスC）等、適切な介護予防教室やサービスにつなげる。

すこやか脳クラブの開催、お達者体操自主グループの支援を行う。フレイル予防についてサロンやお達者体操など住民に向けて周知、啓発を行う。

6 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるように支援する。また、利用者のできることを共に発見し、主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目標とし、現在の状態の維持・改善が図れるように自立支援に向けた介護予防サービス計画を作成する。サービス提供に際しては、公平性を踏まえた情報提供を行い、目標の達成状況を評価する。

7 その他の事業

(1) 地域住民向けの出前講座の実施

(2) 介護者サロンの開催

坂戸市中央第一地域包括支援センター概要

1 事業者概要

法人名称	社会医療法人 刀仁会
代表者役職名	理事長 清水 要
事業所名称	坂戸市中央第一地域包括支援センター
事業所所在地	埼玉県坂戸市千代田 4-13-3 (3F)
電話番号	049-283-3721
F A X 番号	049-283-3722
介護保険事業所番号	1 1 0 6 0 0 0 0 7 6
サービス提供地域	坂戸市 (中央第一地区)

2 事業所の職員体制

(1) 職員配置数 ※備考には管理者兼務等記載

職員	常勤職員	非常勤職員	備考
管理者	1名	0名	
保健師	1名以上	0名	
主任介護支援専門員	1名以上	0名	管理者兼務
社会福祉士	1名以上	0名	
介護支援専門員	1名以上	0名	
事務員	0名	1名	

(2) 職員の勤務時間

区分	勤務時間	備考
平日	午前8時45分～午後5時45分	
土曜日	午前8時45分～午後5時45分	
日曜日	休業日	
祝日	休業日	
年末年始 (12月30日～1月3日)	休業日	

3 サービス提供時間

区分	サービス提供時間	備考
平日	午前9時00分～午後5時30分	
土曜日	午前9時00分～午後5時30分	
日曜日	休業日	
祝日	休業日	
年末年始 (12月30日～1月3日)	休業日	

4 事業所建物の概要

建物構造の概要	地上3階建て S造
竣工年月日	平成20年3月11日
建物増改築の概要	
執務室面積等	
事務室	部屋数 2 34.63㎡
相談室	部屋数 1 8.94㎡
駐車場	坂戸中央クリニック駐車場内

5 従業者名簿

職 種	(ふりがな) 氏 名	資 格	その他所有する資格
管理者 主任介護支援専門員		主任介護支援専門員	社会福祉士
保健師等		看護師	
社会福祉士		社会福祉士	精神保健福祉士
介護支援専門員		介護支援専門員	社会福祉士
介護支援専門員		介護支援専門員	看護師
保健師		保健師	看護師
事務員			